

診療日及び診療時間

月・火・水・木・金 9：00～12：30 14：30～17：30
土・日・祝 休み

当院は以下の指定を受けた医療機関です。

- ・中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関
- ・山口県の指定を受けた被爆者一般疾病医療機関
- ・山口県の指定を受けた生活保護法医療機関
- ・山口県の指定を受けた結核予防法医療機関
- ・山口県の指定を受けた難病法医療機関
- ・山口労働局の指定を受けた労災保険医療機関

当病院は国が定める次の基準に届出をして
医療サービスを提供しています。

次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・急性期一般入院基本料
- ・入院時食事療養／生活療養（I）
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・検体検査管理加算（I）
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・CT透視下気管支鏡検査加算
- ・呼吸器リハビリテーション料（II）
- ・感染対策向上加算3
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・データ提出加算（入院・外来）
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・ベースアップ評価料（入院・外来）

当病院は国が定める次の基準に届出をして、医療サービスを提供しています。

1.入院基本料に関する事項 45床

・急性期一般入院基本料

「当病棟では、1日に16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。

夕方17時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

2.入院時食事療養に関する事項

・入院時食事療養（I）

管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食7時30分・昼食12時・夕食6時以降）適温で提供します。

入院時食事療養標準負担額 1食 510円 （一般の方）

3.特別の療養の環境の提供（病室料）

当院の個室・2人部屋は、一室あたりの病床数（4床以下）・一人当たりの病室面積（6.4m²以上）ともに基準を満たしています。

1日使用の金額（1泊2日の場合は2日使用したことになります）

・212、213・215・216号室（個室）	8,800円	（テレビ・冷蔵庫・トイレ・エアコン・ソファーあり）
・201、202、203、205号室（2人部屋）	3,300円	（テレビ・冷蔵庫・エアコン・ロッカーあり）

4.1 80日を越える入院に関する事項

1日あたり2110円（税込）追加で頂くこととなります。

（通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数をもとに計算されています。）